

市民協働条例調査特別委員会

(平成25年 1 月 15 日)

○ 杉浦 貴委員長

それでは、時間となりましたので、市民協働条例調査特別委員会を始めさせていただきたいと思います。

まず、前田部長、一言、新人でもございますので、よろしくお願いします。

○ 前田市民文化部長

この1月から市民文化部長ということで拝命を受けました前田でございます。よろしくお願いいたします。

この特別委員会には、今年度から、私、理事としてこのように出席させていただいております。議論の件につきましては理解しておるところでございますので、引き続きこの議論の内容をよく勉強させていただきまして、行政としてもどういう方向で取り組んでいくかについて、よくその考え方を我々としても飲み込んで、検討もしていきたいし、できるものについては、我々としても事業の見直し等も含めて考えていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○ 杉浦 貴委員長

ありがとうございました。

それでは、お手元の事項書に基づきまして進めさせていただきたいと思います。

きょうの資料は、ちょっと五つぐらいあるんですけど、一つは、前回、12月27日にこの委員会が出された主な意見がまとめていただいております。

それから、2番目、資料の②ですけれども、市民協働促進条例の案という形で、これまでの議論の結果を反映させたものということで、一応全文、1条から18条でしたかね、まで書かせていただきましたものをつけさせていただいております。

それから、資料3につきましては、ほかの自治体における市民協働に関する計画の有無、委員会の有無ということで出させていただきました。これ、議論の途中で事務局にまた説明させていただきますので。

それから、四つ目が、資料の④が届け出制と促進委員会の話で、これ、前回大分議論したものでございます。

それから、あと一つ、五つ目が、特定非営利活動促進法ということで、これ、前回議論になりました法人設立の要件のところとかそのあたりを、定義だとか、法人設立のところ、そこら辺をちょっと抜粋していただいております。

資料としては、以上がございますので、これ、見ながらよろしく願いをいたしたいと思います。

それで、きょうのメニューですけれども、前回、次回にやりましょうねと言っていました11条の計画をするしないという、15条との関連から計画の策定、このところを必要かどうか。もしつくるんやったらどこがつくるのかというような話とか、その辺のところをまず議論して、コンクリートできるものであればコンクリートしたいなというふうに思っています。

それから、それでどれぐらいになるかわかりませんが、それをさせていただいて、前回の意見を見ながら、きょうの資料4にあります届け出制の議論ですね。届け出制と委員会と、それからお金の話ですね。お金絡みのところ、この辺のところ、きょうひよつとしたら何も前へ進まんかわからんですけど、やはりこれも議論を続けたいというふうに思っております。

そんな形で進めていきたいと思います。先ほど言いました資料3の説明は、議論が進んでいく途中でまた事務局にさせていただけると思いますので、よろしく申し上げます。

戻りまして、まず、きょうは条例の11条、計画の策定という、このところについて、計画は必要か、どうも必要だという方向なのかなという感じで思っておりましたんですけども、そうかそうか、そうしたらここで資料3を説明してもろうたらええのかな。

それじゃ、ちょっと資料3につきまして、計画というところで事務局のほうに説明をお願いいたしますので、よろしく申し上げます。

○ 議会事務局 櫻井主幹

それでは、事務局から説明いたします。

横長、資料③となっておるものをごらんいただきたいと思います。

最初として、他自治体における市民協働に関する計画の有無、委員会の有無ということでこのようにさせていただきました。左肩、自治体名となっております。この委員会でもよく名前が出てくるもの、あと、これまでの議員政策研究会と市民協働条例の分科会でもご視察に行っていた自治体などを上げさせていただいております。それぞれ条例名

がございまして、その次、計画の有無ということで、ありなし、それぞれございます。計画につきましては、条例で規定されておるもの、それに、条例には規定がないものの計画を策定してみえるところもございます。

その次、策定の主体につきましては、市が策定しておられるところ、それから市民協働促進委員会という会が策定されているところとございます。

続きまして、委員会の有無ということで、本市の条例の案でございます。市民協働の促進委員会のような委員会があるかどうかということでありなしを書かせていただいております。

それぞれ支援事業の審査ということで、これにつきましては、先ほどの委員会が実際に市民協働に関する事業の審査をしているかどうかということで書かせていただいております。しているしていないに加えて、部会で審査というところについては、その委員会の下に部会を持ってみえて、そこで審査をされております。

米1、米2というのが下にまた別で書かせていただいておりますが、福岡市につきましては、市民公益活動推進条例にはよらず、NPO活動推進補助金について同審査会が審査を実施されております。

あともう一つ、刈谷市につきましては、市民主体組織であるまちづくり推進委員会の委員長及びその組織の中にある財政支援部会の部会員で審査をされておるとともに、あと、その審査会の会場でおみえになった方で、会場で投票を受け付けるというような形の審査を実施されているところもございます。

説明としては以上でございます。

○ 杉浦 貴委員長

ありがとうございます。

今、説明していただいたような状況であります。計画の有無というところを見ていただきますと、ありが4市ですかね。なしが6市という、今、つくっているところは、やはり市がほとんど、岡崎がちょっと協働推進委員会ということで、そういう状況であります。

この委員会のほうは、こっちのほうは、少し計画が必要かどうかということを通じてからでいいのかなと思いますけど、決まってからでもいいのかなと思いますが、計画をつくるのはどこがつくるかというところとの関連で委員会の話が出てくると思いますので、そこでまた触れたいと思いますけれども、いずれにしても、これ、委員会は何らかの形でほ

とんど、必ずあると。山口がないようですけれども、選考委員会があるということで、ほとんどもあるということで、何らかの委員会があるんだということで今のところは認識しておくということではないかと思えます。

それでは、この11条の計画の策定のところについて、策定の主体も含めてちょっと議論をしたいと思いますが、いかがでございましょうか。

これ、資料1の2ページ目ですかね、2ページ目に計画の策定についてのところの前の議論が出ておりますので、参考にさせていただければと思いますが。

大きな話としてはあったほうがいいのではないのかなというような方が多かったように思うんですけれども、どうでしょうか。

○ 芳野正英委員

計画の策定に関しては、私は、私見としてはあったほうがいいのかと思っていますし、いろいろ豊田委員とかもご指摘された市民協働の、もちろん業務委託的な部分ですね。こういうのも、要素も確かに市民協働ではあるのかなと思っていますので、それをどこまで進めていけるかというところも考えると、やっぱりある程度計画をつくって、10年ぐらいで計画を変えていきながら検証していくという作業をやっていたほうがいいのかというふうな気がするのですが、計画自体は策定すべきかなと思っていますし、私が、初め提案させていただいたんですけど、15条と11条を整理したほうがいいのかというのは。私も促進委員会がこの計画をつくって、それをどうできているかというのを確認していくことが促進、すなわち委員会の活動なのかなというふうに思うので、計画をつくるのと、15条のリンクをさせて、促進委員会がそういう計画をつくって検証もしていくというやり方がいいのかなというふうには思います。

○ 杉浦 貴委員長

ありがとうございます。

芳野委員のほうから、イメージ的には10年ぐらいなんですけどね、計画をつくっていくべきであると。つくる主体としては、促進委員会、15条に規定する委員会が、みずからがつくって、それもチェックをしながら協働の活動全体もチェックしていくというようなことでどうやろうかということでご意見をいただきました。

要らんのと違うかというような方はおみえになりますでしょうかね。

○ 小林博次委員

ダブっておるわけやでな、11と15条。

○ 杉浦 貴委員長

そうですね、少しダブっておるのがありますね。

15条との関連も含めて、15条は資料②のところに出ておりますので、また見ていただきたいと思いますが。

これ、芳野さん、一つ質問があるんですけど、この計画の策定を15条の中へ、11条を、例えばもうなしにして、15条の中の1項目として入れ込むというような、そんなことも可能なんですかね。

○ 芳野正英委員

それも可能なんですけど、11条の場合は、市長がという主語になっているので、これ、ちょっと僕もあれなんですけど、促進委員会が自体が市長の委託でいいのかどうかというのを、ちょっとずっと僕も考えていて、例えば、市長が促進委員会へ委託して、促進委員会で計画をつくって検証するというのでいうと、本当に11条と15条を合併させて、むしろ促進委員会はもうちょっと前に持ってきたほうがいいかなと思ったので、11条に15条の規定のところを、15条を11条に持ってくるべきかなというふうな気がしています。

○ 杉浦 貴委員長

ありがとうございます。

この資料3を見ますと、岡崎市が、一応策定の主体の中で市民協働推進委員会と、どんな委員会かちょっとようわかりませんが、市長との、市の関係がようわかりませんが、委員会をつくっているというのもあるんだなということで、まんざら市だけがつくらないかんというわけでもないのかなという感じはしますが。

いかがですかね。いや、そんなのと違って要らんの違うかという方は。

○ 小林博次委員

11条はやっぱり計画策定やから、2項が出てくると15条と混乱してくるんやけど、2項

を削除して、市民協働促進の計画を市長が定めると、ここまでにしておいて、入れかえやんと、15条はそれを促進するのに当たって必要な事項を市が審査していくということが規定される。隣に置いておいてもええかわかんけどね、そんな感じで読み取ったんやけど。

○ 杉浦 貴委員長

計画の策定は要ると。

○ 小林博次委員

計画の策定は要るんと違う。2項まで書いておく必要があるかどうか、それを書くとならと混同……。

○ 杉浦 貴委員長

そうですね。この2項の部分で15条と絡むところなのでそこも削ってしまうと、11条。

○ 小林博次委員

だから、11条と15をくっつけていないとだめやね。

○ 杉浦 貴委員長

15を12ぐらいにして、この辺連番ですとか、そういうようなやり方でどうやろうと。少なくとも、11条の2項を削ったらいかがということですね。ありがとうございます。

そうしましたら、必要ないという意見はないというふうに理解させていただいて、やっぱり計画はあったほうがええでしょうね。

それでよろしいでしょうかね。計画をつくって、それで、11条と15条を一緒にするということもちょっとあれですけど、要は計画の策定ということで11条、15条を内容的にはすぐにくっつけるような形でできればですけども、やって、15条の5項目ですかね。これをそこへ連動させるような形ですというご意見も出ていますが。

○ 豊田政典委員

計画の必要、不要については必要だと思うんですよ。皆さんと同じです。ただ、外部の意見を取り入れる場面として、考えられるのは計画策定の段階、それから検証の段階、そ

れから選考の段階ですね。三つあるとして、計画策定については11条の1項だけにして、関係者の意見を聞くんでしょ、普通、市が。市がつくるんですけど、それは書かなくてもいいと思うんですけど、策定段階に15条にあるような促進委員会のようなものが、策定もかかわって、検証もかかわって、選考もかかわるといのはまずいと思うんですよ。

策定は、参考意見を聞けば市が主体になってやります、つくる。市が実施して行って、市民とともに検証は外部の目で第三者が客観的に検証しますよね。だから、策定のところと11条の1項と15条を結びつけていくというのはちょっとどうかなという気がするのと、あと、先走りますが、選考機関というのはまた別個かなという気もするし、三つかかわりどころが外部はあると思うんですけども、ここは峻別せなあかんかなという気はしますよね。

○ 杉浦 貴委員長

ありがとうございます。

機能は三つになるんですかね。この11条は、これ、一応市長はということでいくとなると市がつくる。それで、市がつくったやつを15条である促進委員会に投げて、検証せいというそこまではええんですかね。

○ 豊田政典委員

そこまではそんでいいと思うんです。策定委員の検証機関が同じ人がかかっているとちょっとおかしなことになるので、そこは別物だよと、まずね。

○ 杉浦 貴委員長

多分この下に書いてもらってある2項ですかね。それは誰がつくるんやというので、それを正直に書いたというか、上だけやったら、誰がつくるかというのはまた市のほうにもお任せの状態になるので、そのところは、わかっていながらそのまま、それで、ただいたやつをばしっと検証するという形になるということで、そんな理解でええんですかね。

あと一つ……。

○ 豊田政典委員

ごめんなさい。選考する人がいますよね。これはまた別個で考えたほうがいだろうということ、今、議論になっていないかもわかりませんが、選考委員会みたいなやつは別個かなと。

○ 杉浦 貴委員長

案件委員会というか、提案型で出てくるやつをイエス、ノーを決める、そのところ。

○ 豊田政典委員

査定委員会みたいなやつね。

○ 杉浦 貴委員長

なるほどちょっと先走り。わかりました。

というご意見が出まして、計画の策定のところで、11条で出てきたものを15条で検証すると。ここも、委員もこっちで決められるわけですから、ここはここでびしっと検証してやると。

あと、査定というか、そのところは別途に、促進委員会とは別にしたほうがいいのではないかというご意見でございました。そこは確かにもうちょっと先で出てくるのかもわかりませんが。

そうすると、もっとご意見があるかわかりませんが、11条は、計画の策定ということは1項のところとめて、このままで生かして、15条の部分を12条のところへ持ってくるなりして、順番を変えるなりして、計画と委員会というのはいずれも密接にかかわっていますよということを条文上わかるようにして、そして、15条の5項目、これがええかどうかというのちょっと後で、また委員会についてのご意見もいただきますのであれですけど、そのような形にして、中身は11条で、市がつくった計画の検証をきちっと行うということ、この、15条のところへまた組み入れるような形になりますが、そのようなやり方で、審査のところはちょっと後でまた議論させていただくとして、検証のところまでのところはそのような形でよろしいでしょうか。反対の方というか、それは違うよという方がおみえになったらちょっと意思表示をお願いしたいなと思うんですけど。よろしいですかね。

(異議なし)

○ 杉浦 貴委員長

そうしましたら、まず11条を1項だけでとめると。それから、15条のほうに、ちょっと条文はあれですけども、この11条ででき上がった市民協働の促進計画を検証する役割をこの中にうたうというようなことで、この11と15条の関係、とりあえずは、まだコンクリートではありませんが、させてもらって、それでよろしいでしょうかね。

(異議なし)

○ 杉浦 貴委員長

そうしたらそのような形でさせていただくようにさせていただきます。ありがとうございます。

それでは、次に行かせていただいて、きょうのお渡ししてある資料4の届け出制と、その次が促進委員会なんですけれども、まず届け出制についてちょっと議論を再度していただけたら、ぜひともお願いしたいなと思っております。

届け出制にした最大の理由というのは、バーを下げるということやっておったんですけど、いろいろどういう形というか、例えば、あるスポーツをやっている団体が子供向けに何かやろうと思うので届け出をして、そういう提案型になるんか、委託型になるのかわかりませんけれども、それで、その団体が市に対して申請をして、そこで案件検査で通る通らんということになって、そこで初めて活動ができるというような形にするがために届け出制にしている。届け出制のバーは、資料④の(2)、届け出の要件の②の6項目があると。それでも4項目以降は、もうこれ、当たり前の話ですので、1、2、3のこの話になってきて、1、2はクリアにできるよねということになると、3番のところをクリアにした団体はいつでも届け出ができて、その気になれば、提案型か委託型の事業の中へ飛び込むことが、申請して、うまくいけばそのまま活動できるというような、そんな話でいいのかなと。

これは、地縁団体とは違う団体の話。地縁団体は、下にあるように登録は要りませんよねと、届け出は要りませんよね、自動届け出みたいになって、それで、どの範囲というのは、ちょっと難しいんですけど、単位自治会でいくのか、連合でいくのか、何単位でいくのかというのは非常に、ダブったりすると、いろいろややこしいことにもなって面倒くさ

いんですけど、そこら辺の話とか、結構詰めていくといろいろ問題があって、届け出制に。ええんですけど、届け出制、どういうふうな形が一番というか、この届け出の要件ですね。要件はこのままで、阻害するような要素が入っておらへんのかとか、誰でもできるような形なので、届け出制はこれでいいんだけど、もう少しクリアにというか、届け出の要件というか、それこそ地縁団体の位置づけも含めてもうちょっとクリアにしたいなということで、ちょっとご意見をお願いしたいんですけども、前回の資料は、資料1の2ページ以降になるんですかね。2ページから続いていっていると。ごめんなさい、3ページあたりですかね。2ページの終わりから3ページ、4ページあたりへ向けて。

範囲を広げるという意味で届け出制はもう間違いないというところはもう確認されておるというふうに理解しておりますので、届け出の要件のところ。それから、地縁団体の位置づけ、ここら辺のところをちょっとクリアにしたいなと。

届け出の要件のところは、ポイントは(2)の②の3の会則と、事業計画と、予算決算を示すことのできる事業であることというか、活動ということになるとなかなか、事業計画ってありませんもんで、普通は。決算、予算は持つておるかわからんですけど。その辺のところはどうなんかなというのと、あと、(5)の地縁団体の位置づけ。ここも、自動届け出で僕はいいと思うんですけど、どのくくりでやるのかと、社協やとか、連合自治会とか、単位自治会とか、単位自治会やったら、多過ぎてもう大変なことになるし、それから、ここにも書いてありますが、老人会、婦人会とかいう単位でも含めて登録してしまうと、もう大変な数にもなってきますし、その辺も、ややこしいことに、どうもいろいろ地縁団体の固まりというのは、社協が頭にあったり、それとか、連合自治会が頭で動いたりとか、割とばらばらで動いておるところもあったりとか、市の中でいろいろあるらしいので、対象を統一した形で把握できないみたいな部分もあるということで、その辺は、理事者もきょう来ていただいていますので、そちらのほうにも聞いていただきながら、そのあたりをちょっとご意見をいろいろ。

山下さん、何か、ちょっとごめん。言いたそう。

○ 山下市民生活課長

市民生活課の山下でございます。

委員長がさっきおっしゃった部分につきましては、例えば、四日市自治会連合会を一つにとってみても、四日市自治会連合会、まだ700ぐらいの単位自治会がございますが、そ

の中で、各区地区では28地区ですか、地区の連合自治会があって、その下にまだ、例えば四郷地区ですと3連合ですね。笹川地区連合とか、高花平連合とか、東日野、西日野の連合、そういった連合があったり、その下にまた単位自治会があるというようなところで、そうしたら、もう届け出は四自連で一本でやればオーケーなのか、いえ、そうではなくて、単位自治会でそれぞれの事業をやるときに届け出をしてもらうのかとかいう点が1点。

それと、育成会とか、あと老人会も一緒ですが、老人クラブ連合会という組織全体の組織があって、各地区に何々地区老人会というのがあって、その下にまた町の老人会があったりします。その届け出について、それぞれそのやつは一本でやるのか、それではなくて、さっき言いました連合会全体でとりあえず届け出はしておくというような形にするか、その辺のことについても少し議論を、例えば、消防分団でも地区ごとになっていますし、その辺の届け出の単位といたしますか、範囲といたしますか、それを、四日市自治会連合会全体でしておけば、もう各単位自治会は届け出はしたことになるのか、その辺のことについてどうするのかなというのの一つ、課題としてあるのかなというふうに思っております。

ですので、私どもとしては、地縁の団体については、ある意味全体で届け出をしておいて、個々の、例えば、補助金だかを申請されるときに新たに単位で届け出をされればいいのかというふうな感じもしておりますが、これは委員の皆さんのご意見をいただければというふうに思っております。

以上でございます。

○ 杉浦 貴委員長

課長、ありがとうございます。

というような、お話として頭の中では整理できるんやけど、実際、ちょっとどういうふうになっておるのかというのはよくわからない部分もあって、手続を要らないとするのは、僕はそれでいいんだろと思うんですけど、例えば、先ほど言うていました、連合の下にまた三つぐらいあって、その下が、自治会のレベルですよ、それ。そこに育成会が来るわ、老人会が入ってくるわ、婦人会も来るわとかいう話になると、ある一つで済むものが10個も20個もなるというような話になってくるということですよね。

○ 中村久雄委員

その件に関しては、私は、この2番の届け出の要件ということで、地縁団体は要件には

入るといふうなことは、もう皆決まったということですね。届け出の要件に関しては、地縁団体、自治会とか、婦人会とかいうのが入ると。

○ 杉浦 貴委員長

この2の要件は関係ないという。

○ 中村久雄委員

じゃ、入りますね。

今、議論になっている連合なんか単位自治会かというのは、各おのおの協働事業委託事業を受ける事業やったり、提案型にしても事業が絶対違うはずですから、四自連やったら、例えば自治会加入率を上げようというふうなことをみんなに規約したんやというふうな提案を立てて、それは、四日市連合の話でしょうし、おのおの各自治会で、今、うちのまちの自治会ではこんな困ったことがあるというのは単位自治会であったり、近隣の自治会があったり、こういうことがしたいんやという提案があるかわかりませんので、これは、提案する事業、委託を受ける事業ごとで話が決まってくると思うので、こだわる必要はないのかなと。

だから、その事業ごとで、連合はやっぱり大きなくくりやったり、各単位、単位で、どこどこ町のどこどこ地区の子ども会から出たんやというふうな話も事業ごとで届け出をしておいて、事業主体から届け出をして、それでまた審査を受けるという手順になるのかなと。だから、提案型を受けて審査をするときに、各それはその事業、その単位でふさわしいことかどうかということも入ってくるのかなと。

だから、もしダブるようなことがあったら、これは、例えば、塩浜地区だったら塩浜地区でまとまってやっておるので、その中で一緒にやってもらったらいんじゃないんですかという話もできるはずでしょうし。

○ 杉浦 貴委員長

ありがとうございます。

○ 小林博次委員

地縁団体のほうも12条の2で入れるわけ。

○ 杉浦 貴委員長

いやいや、別ですこれは。

○ 小林博次委員

別、これ、入れておくと市民運動と、それから両方とで4000、5000を超えるので、要はそこらへんと思うんやわな。

○ 杉浦 貴委員長

(2)の②に当たる団体は、ここですね。NPOやら、ボランティアなんかもそうですし、それから、さっき言っておったスポーツ団体というか、皆さん、やってみえると思いますけど、そういう自分たちが任意でやっている団体で何かこういう市民活動をやろうというようなところとか、そういうところはこれで、地縁団体は別途に考えていくという、そのところはもう。

○ 森 智広委員

市民協働の活動の範囲をここで、この条例のもと、どういう範囲に設定するかによるんですけど、例えば、今、自治会がやっている委託しているような業務もこの中に全部入れるんやったら、しかも届け出なので、自動的に一括で入れておいてもいいと思います。個々で何かがあれば、届け出の次ですね。個別で申し込む際には個々でやってもらって、ある程度届け出のレベルでは、今あることをやっているところももうあるので、自動で一括でいい気もしますけど。

○ 杉浦 貴委員長

極端な話、例えば四自連一発で入れておくとかいうような、登録は。実際は個々に出てくるので、今の中村さんとよく似た部分が、もし重なっておったら、例えば、塩浜やったら塩浜でダブって出てきておったら、そんなのはチェックできるわけなのでいいよねという話ですよ。だから案件ごとに考えたらいいだけであって。

○ 森 智広委員

ですから、ここに届け出に関してもあらかじめ入れておくことが、別にそんなひいきと
いうか、優遇していることにはならないなと思うので、別に届け出をしたら誰でもできる
ので、既存の委託業務とかをされている自治会を含めた地縁団体については、もう一括で
入れておいてもいいのかなど。個別事業をとりに行く際には、それは個々で申請してもら
わないと困りますけれども、この段階ではいいかなとは思うんですけれども。

○ 杉浦 貴委員長

ありがとうございます。

案件を処理していく中でちゃんと整備されていくのではないかという形ですね。

○ 森 智広委員

届け出制度が、最低限の信頼とか信用度をはかるものであるのであれば、地縁団体はも
う暗黙の了解なのかなというのがあります。

○ 杉浦 貴委員長

ありがとうございます。

ほかにはいかがですかね。これ、ちょっとややこしいのは、私もちょっと図をちょっと
書いておったんですけど、結局お金が絡んでいるので、お金の出し方もありますけど、い
わゆる委託型の形で事業を出してくるもの。それから、提案型で市民側から何か、市のほ
うもアクションを起こすんですけど、最終的には市民側から申請して出してくるもの。そ
れから、自治会、地縁団体には総合事業補助金みたいなものがあって、それで、やっぱり
そこら辺もそれぞれあるんやけれども、横の公平性みたいな、整合性みたいなものもとり
ながら、しかし、当然違いも出てくるので、そこら辺を、お金の部分と範囲、届け出、い
わゆるどんな人たちが条例の中で活動できるかというのを、この届け出制とお金の出ど
ころみたいな、割り振りみたいなところでやらざるを得んのかなど。

きょうはいけるかどうかわかりませんが、この届け出制と、委員会と基金というか、
お金の出でころみたいな、出しどころみたいなものをセットで考えやんとあかんのかなど
いうふうに思っておるんですけど、やっぱり地縁団体のところは余り細かく考えんでもえ
えということなんですかね。

○ 加納康樹委員

この届け出というところに関してですが、話をごっちゃかさせるつもりは全くないんですけど、私も本論的には登録制度であるし、全部手を挙げるべきだしとは思っているんですが、流れとして、当然届け出でみんな広くやろうよということになっているので、そのベースでしゃべらせていただきますけれども、わかりやすいところで四自連さんあたりの話が出ていますけれども、ちょっと認識があやふやな気もするんですけど、四自連でぽんと入れたらいいんじゃないのかというのは、ちょっと私は誤りだと思って、自動で構わないので、各地区センターぐらいで手間をかけるのかもしれませんが、所詮は何百の単位でしれているので、単位自治会で全部届け出というのは成立をさせるべきであって、各地区の連合も、別に届け出もあってもいいだろうし、笹川のようなイレギュラーな形の間接連合も別に入れる、そこで事業をする場合もあるので、そういうのを、逆に行政、多少の手間かもしれませんが、言うほど手間じゃないので、自治会であろうが、社協だろうが、何やら会だろうがというのを全部、この際洗い出して、そういう存在しているものというのは全部登録のところに載せるよということをやったってせいぜい4桁の話だと思うので、言うほど手間なことじゃないと思うので、それぐらいは、自動届け出であれば、そうやって小さいところの団体も拾っておくべきだと思うんですが、私としては。

○ 杉浦 貴委員長

ありがとうございます。ごもっともな話やと思います。

これは、私が勝手に考えておることですけれども、24地区あって、お金のやりとりが発生するので、できる限り一つのワンパッケージみたいなものをつくって、そのパッケージの中に各地区が、例えば、上に連合が入って、下に社協も入って、それで単位自治会が入って、その下にいろんな細かい老人会なんかも入っているみたいな、それでこうあるなりみたいな形で、同じ形で金のやつができるようなほうがいいかなという、僕の勝手な思いだけなので、これは意見としてあれなんですけど、できればどこかに、24地区のある一つの団体のところへお金をぱっとばらまいたら、それが自動的に下へ落ちていくというような形でできるようなほうがいいのかなと。でも、地区によって全然違うらしいので。

○ 中村久雄委員

今、委員長のおっしゃったやつは、今のまちづくり、それこそ均等、一緒かなと。各市

民協働ということで、どこかでこんな困ったことがあるでこういうことをやりたいんやけど、ちょっと金が足らんのかとか、ちょっと機動力がないんや、応援してほしいんやということはもう個々ばらばらやと。だから、お金のやりとりの前に事業案件があつて、提案があつて、その審査があるんですから、そこで決めていったらええかなというふうに思います。

届け出に関しては、僕は加納さんじゃなしに、自動的に地縁団体は、もうやってみやというふうな形で、わざわざ全部羅列せんでもええんかなというふうな気もするんですけど、そういう意見です。

○ 杉浦 貴委員長

ありがとうございます。

○ 樋口博己委員

今、中村さん、自動と言われましたけど、基本的に僕もそうやと思います。地縁団体、自治会とか、老人会とか、婦人会とか、もう広くというか、ある程度認知された団体なので、こういう団体は、もう届け出をしなくても、事業ごとに手を挙げていただいた時点でもうエントリーしているんですよというようなことなのかなと思っているんですけど、だから、届け出という手続は全く要らないのかなと思うんですけどもね。結果的には自動的という話と、中村さんと一緒なんですけれども、だから、単位自治会単位で事業としては何か手を挙げてやって、お金のやりとりが発生するので、やっぱり四自連一くくりというのはちょっと難しいのかなという気がします。

○ 杉浦 貴委員長

四自連でしようとかいうつもりは全然なくて、できるだけわかりやすくというようなところで思っておったんですけど、今のお話をちょっとずっと聞いていきますと、案件とどこの地区というのがわかれば、もうそれで何も問題はないということなのかな。

例えば、どこかの小さな老人会の人何かをしようとしたときに、それが、例えば塩浜の地区の何とかさんという人がやっている老人会の方が届け出というか申請してきたと、活動の中で。それは、市からいうと、この人は塩浜の人でこんな老人会をやっている人やというのがわかるので、もうそこで資格権はオーケー。それで、あと中身の問題に入ると

というような感じになるので、別に細かくする必要はないということなのかな。ぶら下がっておるものがきっちりわかっておればええということになるんですかね。各団体がどれぐらいあるかというのがわかっていたらそれでいいというような感じになるんですかね。ある地区にどんだけの団体があるかというのがわかったら、もうそれで、あとは行政でつかんでおけば、どんな形であっても、届け出さえしてもらうて、届け出はもう自動なのでええということになるのかな。

○ 中村久雄委員

届け出は自動にしる、事業提案するときの申請書なり、業務委託を受けるときの申請書なりのところで届け出の要点の2番以上の要項が、これも入ってこなあかんと思うので、だからその辺で精査できるかなと。だから、例えば単位自治会だけじゃなくしても、三つの町がまとまって何たら会がつくったこの団体構成委員は自治会の何々何々何と、役員の名前がどうせ入ってくると思うので、今の個性あるまちづくりでも、勝手に自分らの、勝手にじゃないわ、自分たちが活動しやすいスローガンみたいな名前をつけてやっていますやんか。だから、そういう形で、申請でそれは精査できるのかなというふうに思いますので、だから、届け出は、地縁団体の方はもう皆さん、ぜひとも皆さんと一緒に頑張りたいというふうな案内が合うかなというふうなことを感じますけど。

○ 杉浦 貴委員長

山下課長、ごめんなさい。

届け出制にした場合、届け出をどこかで決めるだけなんやけれども、例えば24地区ではぱぱっと決めると言ったら、それで別に特に問題はないのかな。いろんな事業を、例えばしていくについて。

○ 山下市民生活課長

先ほども申し上げませんでしたけれども、例えば、自治会の場合も、今、ちょっと個人情報関係があって、自治会の名簿というものは、基本的に氏名というものは必要以上には公表していないという形がございまして、例えば、四自連の中から各単位自治会をずっと名簿で羅列をするということは、各自治会長さんに合意をとらないと載せられないということになりますので、基本的には、さっき副議長がおっしゃっていただいておりますよ

うに、各単位から申請してもらってれば個人の住所と名前というのは出るんですが、公表の仕方が一つ問題になりまして、連合体であった場合、その連合体の、例えば、連合会の会長の名前と会長さんがもう住所を示してもいいよということであれば、住所と事務所、例えば、四自連でしたらその事務所がありますので、その名前と電話番号。それで、構成団体や単位自治会はどれだけとか、そういうレベルでの公表の仕方というような形になって、結局は各連合体でぼんとやる場合の公表の仕方が、各単位まで住所と名前を載せると、それは、やっぱりそれぞれの各構成員さんの会長さんの同意をとらないといけないというようなことがありますので、ある意味、載せるときの形としては、その都度その都度、載せる内容というのは同意をとらないといけないということがございます。

それで、私どもとしては、例えば地縁団体、さっきちょっと言っていました、事業ごとに上がってきたときは、当然申請書は上がりますので、その申請書に基づいて冒頭で公表の対象になるという形で持っていったらなというふうに思っておりまして、最初から全ての団体を同意なしに載せるという形というのはなかなかとりにくいのかなというふうに思っておりまして、ですので、地縁の団体というのはある意味、必要のないところはなかなか、単位団体も載せてくれというところも、用事もないのに載せる気もないというところも出てくるかわかりませんので、全てが四自連で一本でというわけにいかないかもわかりませんので、少しこの辺については、地縁団体、全て一緒だと思います。例えば、婦人会にしても老人会にしても、それぞれが、そんなのはやらないから載せる気もないわということになると、連合会、今度ぼんと載せられないかもわかりませんし、その辺が非常に、私どもとしては危惧といたしますか、いざ一本化で載せると、その辺の公表の仕方。載せている以上は公表せいという話になりますが、それを、全部同意をとらないとなかなか公表ができやん可能性もございますので、その辺を危惧しておりまして、地縁団体については、事業ごとに出てきた段階で届け出をしてもらって載せるというようなことを思っておりまして、今回、この提案の中では位置づけとして外したというところがございます。

以上でございます。

○ 杉浦 貴委員長

ありがとうございます。

そうすると、課長のほうで都合がええといたらおかしいけど、この場合は、届け出は連合で、例えばしておいて、個々には、申請書なんかで出す前に届け出と申請と同時にす

るようなイメージを持ってみえるんでしょうかね。

○ 山下市民生活課長

私どもとしては、届け出はもう要らないよということで、連合で、自体は、ただ、その案件ごとに出てきた団体が届け出をするというようなことにできないのかなというふうに、これは提案としてはさせていただいています。最初から四自連として登録をするのではなくて、必要に応じた段階で、申請をしていただいた段階で届け出をしたという形にしておくことは可能なのか、どうかなというご意見をいただければなというふうに思っております。

○ 杉浦 貴委員長

ありがとうございます。

要するに言うとなんもしない状態で、出てきた段階で届け出をしてもらって審査するという、そういうようなイメージですかね。市民活動団体の数とか、人数とか、活動の内容とか、そういうものがどこかで把握するというのは、そうするとできないような状態になるんですかね。せんでもええやないかという話はあるかわからんですけど、その辺は、山下さん、どうですか。

○ 山下市民生活課長

市民生活、山下でございます。

今までも、基本的にはその数というのは、連合体である組織というのは、各課が名簿を持っておりますので、基本的にその数とかそういうのは大体把握ができるというふうに思っております。うちへ届け出をしていただかなできやんというものではなくて、今、現状でも、私どももそうですし、四自連さんのほうから名簿はいただいていますし、多分、各関係所属については、その関係する団体が名簿はもらっていると思いますので、そういったものについての把握というのは、市の内部ではできるというふうに思っております。

ただ、先ほどのようなボランティア団体とか、あとNPOさんとか、その辺については、なかなか届け出をいただかないと、どういう活動をされているかがわかりませんのでということで、今回は、支援団体については、把握できる範囲なので少し外したらどうかなというふうに思っております。

以上でございます。

○ 杉浦 貴委員長

ありがとうございます。

皆さん、いかがでございましょうか。

○ 小林博次委員

そのことが第2条の4項に規定してあるわけやね。地縁団体、NPO、ボランティアのうち、市民活動を行うことを主たる目的とする団体をいうと。

○ 杉浦 貴委員長

今、2の(4)ですか。

○ 小林博次委員

だから、そのときにやろうとする人たちを届け出と書いてあるわけやろう、これ、違うの、4項では。地縁団体を最初からすると書いていないもんな。のうちと書いてあるわけやでさ、今言うているようなことも書いてあるのかなと思って、こういうのと違う。

○ 豊田政典委員

今、議論しているところを考える前提として、ちょっと委員長の頭とこっちの頭と違うのかなというところがあると、ちょっと違いますけど。

○ 杉浦 貴委員長

ちょっと違う。

○ 豊田政典委員

何がというと、きょうの資料のところの1の(1)の②のところ、届け出の目的。ここ
でいう中に、僕なんかも中村さんと同じで、市の切り出した委託事業を受ける場合と、そ
れから、団体から提案する場合、そこまでは考えているんですけど、この真ん中の補助金
交付というところが委員長が気にしておられるのかなという気がするんですよ、補助金交

付。

○ 杉浦 貴委員長

真ん中ね。

○ 豊田政典委員

何らかの条件をクリアすればうまくできればもらえるんじゃないかと。それはちょっとずれがあるかなという気がするんですけど、僕はそんなの必要ないと思いながらしゃべりますが、今から、この問題についてね。補助金はちょっと置いておいて、考え方として二つかなと思うんです、皆さんの意見。

つまり、この資料にあるような流れで、届け出というのが第1段階にあって、幾つかのハードルがあると。それを満たせば届け出ができる団体。そのうちの希望する団体がある事業について手を挙げたり、提案しますよね。これは第2段階で、より厳しいハードルが用意されているという流れ。この一連の流れの中で考えたときにどうするかというのが議論になっていますが、加納委員が言われたやつがいいなと思うところね。いいなと思うのは、地縁団体が全部名前を載せれば、これも一律にみんなが市民協働をしているんだよという証明にもなりますやんか。同じなんだ、みんなが市民協働をやっているんだという一覧ができますよね。

それから、目的の①にあるような、市民全員が活動団体の様子が把握できる、こっちだけじゃなくて、さっきのような。市が知っているだけじゃなくて市民が共有できるというのがありますよね。これだけの団体の数があって、みんなが頑張っているんだよというのわかる。

と、ここまではいいところだと思うんですけど、さっき言われたように、あと、手続のことを考えると、公開が必要になる、もしこのままいけば。代表者の名前であったり、名簿というのがありますよね。

○ 杉浦 貴委員長

名簿の公開というのはうたわれています。

○ 豊田政典委員

どの辺が課題として出てくるという思いで聞いていたんです。そうしたら、向こうが言われるように、地縁団体は、第1段階はもう免除しておいて、事業に手を挙げるときだけ厳しい審査、そこから参加すればいいじゃないかという方法も考えられるんだけど、それはそれでいいような気もするけど、さっきのいいところが消えちゃうと、別個扱いと。別扱いで、あいつらは。あいつらって言うとなあれですけど、その団体は、また別扱いをしていると市民協働の全体像がわからないとか、そこが難しいところで、どちらをとるかかなと僕自身は思って、結論は出ていないんですけど、考えている段階ですけど。

○ 杉浦 貴委員長

結構です。

やっぱり……。

(発言する者あり)

○ 杉浦 貴委員長

そうやね。すみません、1時間5分がたちましたので、休憩したいと思います。45分でもよろしいでしょうかね、10分、45分まで休憩をしたいと思います。

(発言する者あり)

○ 杉浦 貴委員長

それじゃ、50分まで休憩しよう。

14 : 36 休憩

14 : 50 再開

○ 杉浦 貴委員長

それじゃ、時間になりましたので、会議を続けたいと思います。

○ 小林博次委員

ちょっとずれた質問になるんで悪いんやけど、市民協働、15条の関連も含めて、地縁団体も入れるということになると、運動の数でいくと5000を超えると思うんや。そうすると、5000を超えるやつを10人の委員で、これ、審査なんてできやんと思うんやわな、現実問題。だから、行政側が言う市民運動というのはどんなことを市民運動と捉えているのか、その辺がちょっと理解できやんと議論に参加しにくいんやわ、個人的に。

○ 山下市民生活課長

一応、地縁による団体というのは過去から活動されていますので、それについては、地縁による団体の活動というのは、基本的には全て市民活動なんだろうなというふうに思いますが、ただ、公益活動かどうかという、そこの判断をどうするかというのは少し、一つあります。

それと、NPOとかボランティア団体については、ここに書きましたように5人以上というのを、一応私どもとしては、5人以上の社会貢献をする団体というのを市民活動という形で捉えておりますが、ですから、サークルは除いているというのが基本かなというふうに思っています。

ですから、ある意味ちょっとこんな答えで申しわけないですけど、地縁による団体の定義で、一義的、その中で、全てそうしたら市民公益活動、地縁による団体でやるやつは全て公益活動かというふうに問われますと、少しその辺はクエスチョンな部分もあるのかなというふうに思っています、その細かい、要するに詳しいことについてはまだ行政として、それぞれの、今までは補助金の中で補助金を出せるというような部分について、多分活動として、事業として認めてきたということになりますので、どういう活動が市民活動ということになると、少し定義上、申しわけないですけど、私ども、きちんとそれぞれの、多分分野ごとの補助金で、ある程度市が出せる、補助金を出している部分で市民公益活動だろうなというふうに定義づけをしてきたというふうに考えております。

○ 小林博次委員

それ、整理したやつってくれるかな。整理、考え方。

○ 山下市民生活課長

市民生活課の山下でございます。

以前に議員さんのほうに配付をさせてもらいました、各補助金の手引きとといいますか、いろんな補助金、市の行政の補助金はこんな、自治会さんのほうにも配らせてもらった手引きというのがあるんですが、その中で補助金を出せる団体はこんな団体で、このようなものには補助金を出していますと。

○ 小林博次委員

いやいやいやいや、団体の話じゃなくて、運動。どんな運動が公益性があつてという判断をしているのか、だから、市民運動の定義みたいな考え方。ほかの法律できちっと整理できるような考え方。

○ 山下市民生活課長

先ほども申し上げましたように、今、私がイメージしているのは、補助金の中の支出をしている各種団体ですね、補助金の手引きにあつたように各市が出している活動といたしますか、その中で活動しているやつ、今のところ、これ以外にもあるんかわかりませんが、その、要するに市民公益活動だというふうに捉えているというところ、私の今の考えでございます。

○ 小林博次委員

それは何件ぐらいあるの。

○ 山下市民生活課長

それは、この間、協働委員会の中でちょっとお示しを一部させていただきました、24年の11月7日の市民協働条例、この資料の中でお示しをさせていただいた中で、補助金というを出している団体ですね。

例えば、この資料1でございましたが、2ページで、補助金の場合は19から27、委託の場合は1から19、要するに、この項の中の補助金で委託はありますけれども、地縁による団体であれば、この27の事業が市民公益事業かなというようなイメージを持っております。

○ 小林博次委員

そうすると、補助金の出ておらない、自治会でやっておる、あるいはそれ以外でやっておる運動というのは、これ、認知されていないわけや。

○ 山下市民生活課長

市民生活課の山下でございます。

認知というより、その辺まで随分調べてございませぬものですから、うちのほうが把握をしていないということ、認知していないというのはそういうことになるのかわかりませんが。ほかにどういったものが入ってくるかというのは、今度、提案型になりますと、こちらが提案していただきますので、この中に、これは、当然委託にしても補助金、こちら側が出している基準でございますので、あちらから来るやつというのは、今後、提案型でもっとほかにいろいろ出てくるかもわかりませんが、その辺については、今の段階においては把握しておりませぬものですから、どれかというのはちょっとお示しができないというのが現状でございます。

○ 小林博次委員

何を心配しているのかなというのと、補助金を出しておる市民運動と、出していない運動と、どんな物差しの違いがあるのかなと。届けがあるないだけの違いやと若干まずいかなという気がして質問しているわけね。

それから、もう一つは、今、届けをしていなかったけど、届けをすればええのかということになってきて、手を挙げると、桁違いの数に及ぶやろうなと。そのときによる整理するのかというのが疑問点としてあるんやわね。個人的には。

それから、もう一つは、今やっておる活動団体のほかに、ボランティアなりNPO、同じエリアの中で活動する。そうすると、わかりやすくいうと、自治会なんか毛嫌いするわけや。これ、一緒くたにやるわけやから、果たしてこの条例が機能できるかどうかね。だから、みんな入っていくわけやでな。運動として認めるところ、公益性があるとかないとか、ややこしい論議が出てくると、物差しの違い、何がどう違うのということになってくるとわけがわからなくなっちゃうんじゃちょっとまずいと思うので、そんなことをちょっと、きちっと整理されているものがあるんなら欲しいかなと。

○ 山下市民生活課長

これはきちっと整理ということにはならないかと思いますが、ただ一つだけ、今、市民活動相互保険、市民活動の相互保険がございまして、それについては、もしけがをされた場合、市民活動をされてということで、一応5人以上という形で、団体さんが市民活動をやった場合について定義が一つ、保険の中でこういったものということがございますので、それは、今の段階での私どもの市民活動というのを認める基準の一つかなというふうに思います。それはお示しをさせていただければなと思います。

○ 小林博次委員

その5人以上って、これも脱線の論議になって悪いんやけど、4人やったらあかんのかと。だから、その物差しは、3人ぐらいでもやるときはあるわけやから、市のほうでそういう活動を提案しても絶対認めてくれやんのやけど、そういう活動が実際にあるわけや、市民運動でな。公益性もあるわけやけど、だから、今までの運動の中で必要、もうそれで足りておったら新しいボランティア活動なんて出てこないんや。

だから、それじゃやり切れへんから、もっとかゆいところに手を届かさなあかんということで無数に出てくるんや。無数に出てこさせるわけや。そのときに5人で切ったり、そういう物差しでは実際にはまってこないと思うよな。だから、市民活動って何ってやつをもうちょっときちっと整理してもらって促進していかんと、だから、登録にしたんが、登録したら邪魔くさいから登録もせんやろうなということを感じる人たちがおみえになるから、一遍届けだけしておけば、どここのどんな人たちがどんなことをやっておるかというのは市でつかめるわけやから、そんな意味合いで、これ、発言したわけやけど、後ほどいいですから、市が思う市民運動と、そうでない、思っていない市民運動は本当に市民運動にならんのか。そんなことを、やっぱり少し色分けしてもらいたいと、整理してもらいたいと。お願いやな。すみませんな、脱線して。

○ 杉浦 貴委員長

課長、何かあります。どうぞ。

○ 山下市民生活課長

ちょっと中のほうの議論の、庁内でも少し議論をさせていただいて、どの辺までできるかわかりませんが、言って、またお示しをさせていただきます。

○ 杉浦 貴委員長

ありがとうございます。

この届け出制に絡むところの議論ですけど、ほかにどなたか。

○ 中村久雄委員

違うところで、届け出の要件のところですけども、ここの1番の要件の中で、NPO法人というのを頭に置いていると思うんですけど、この間、三浜小学校で防災の啓発講演会が、防災の講演会がちょっとあったんですけど、非常にわかりやすい、いい話で、これやったらお母さん方も子供たちもわかりやすいやろうなというような、どういう人が聞いたら、株式会社防災何たらというので、要は企業を定年された方が、仲間が集まって、防災のこと、大変やでみんな協力しようよというときに、何で株式会社なんですかと、NPOも出ましたと言うたら、いや、私らNPOなんてわかりませんから、株式会社やったら通じる人ら、みんながわかるので、ただ単に株式会社にただけですわというふうな話があって、だから、このNPOだけにここにうたうのは、これから難しいことも出てくるやろうな。難しいでそごも出てくるかなというので、法による法人格、そういうふうな公益的な市民活動をしている団体というのは認められるような文言に変えてほしいなということが提案です。

○ 杉浦 貴委員長

いわゆる企業というか、企業に限らずかもわからんけれども、企業に限るのか。

○ 中村久雄委員

この場合、企業みたいな形ですね、株式会社だから。

○ 杉浦 貴委員長

②は、ここで企業も含むような読み方もできやんことはないわな、これ、この②。もう少し明確に企業団体みたいな、あるの。そんなことはない。

○ 中村久雄委員

1番が、これ、NPO法人特出しですよんか。

○ 杉浦 貴委員長

特出しと言っちゃ。

○ 中村久雄委員

1番で、その2番に含まれることもあるというのはなんで。

○ 杉浦 貴委員長

確かに特定非営利活動促進法による法人格を団体やで、全くNPOそのもの、確かにそう。あとはみんな、この下に入ってくるようなイメージやわな、全部。

○ 中村久雄委員

ここ、1番が特出しで、これも含むよということは2番に含まれるような話で、事業体と企業体というか、法人格を持っているのをもう少しできないかなと。できないかなというか……。

○ 杉浦 貴委員長

これ、ちょっと行政の意図はようわからんですけど、むしろNPOを特出ししておるといより違いをはっきりさせたかったみたいなところではないのかなと、地縁団体との。

○ 中村久雄委員

NPOが多いですからね、大概。だから、そういうところもNPOに所属しておったほうが社会的な信頼性が少し上がるとか、株式会社というネーミングよりもね。

○ 杉浦 貴委員長

圧倒的にNPO以外のほうが多いわけやわな。

○ 中村久雄委員

いやいや、市民活動をするのはNPOが多いでしょう。

○ 杉浦 貴委員長

いやいや、しかし、先ほどのお話やないけれども、地縁団体も活動の母集団に入ってくるとすると圧倒的に、活動しておるのはNPOは活動しておるかかわらんけれども、潜在能力とすると、物すごいでかいものがあるよね、地縁団体の。そこの決め方を間違うと大変なことになるという裏返しやと思っておるのやけど、これ、僕としてはね。届け出の要件なんかを決めるところ。

これは、確かにNPOを特出ししておるようにも見えるけど、やっぱり地縁団体をどう処理するかというところのすごい大焦点というか、物すごい重要なところになるもので、ただ、ちょっと書き方としてはひっかかるころではあるんやわね、やっぱりこれ、書き方でいくと。書き方がよくない。

○ 中村久雄委員

いや、書き方がよくないというよりも、NPO以外の法人もそういう市民活動をやっている団体があるので、そういうところも、うちも入るのやというふうなことがわかればいかなと。

○ 杉浦 貴委員長

それはやっぱり2番じゃ弱いという意味やろう、それで。

○ 中村久雄委員

2番は2番でええやん。

○ 杉浦 貴委員長

いやいや、2番は一応個人団体を含んでおるよね、これ。読めやんことはないというか、事業。だから、もう少しこれを個人と団体、組織に分けて書くことはできると思いますけどね。

○ 小林博次委員

読みにくいやろうな、それ。中へ入れておいたほうが。

○ 杉浦 貴委員長

だけれど、僕の理解が足りなくて申しわけない、すみません。

○ 豊田政典委員

前の議論の中で、①の法律で認められている団体はクリアできるんじゃないかという議論からこうなってきたと思うんですけど、NPO法人やと思っているところが。だから、②を基本にしておいて、つけるとすれば、①のやつはそれを免除するとかにすれば、②のほうが基本ですよ。ただし、法人格を持っているところは要りませんよとかにしておいたほうがわかりやすいし、中村さんが言われるやつは、①が基本やなと思って読んでいくと、うちは会社やけど、有志かようわからんけど、会社の別の名前で②のようなやつに当てはまるからいけるねみたいに読めるのと違うかなと思うんですけど、わかりました。

○ 杉浦 貴委員長

余りようわからん。

(発言する者あり)

○ 杉浦 貴委員長

さっきの話、ようわかった。NPOにせんと株式会社、それも絶対正しいやり方やな、あれ。それが正しいんやと思うけれども。

○ 芳野正英委員

ちょっといいですか。

さっきの中村さんの事例やと、定年退職で株式会社をつくって防災対策をする部分でいうと、ちょっと営利的な部分になってくるのかなと思うんですよ。それよりも、会社の話でいうと、例えば、今度南部丘陵公園でも伐採をいろんな企業がしていただきますし、味の素がやったりしていますけど、その会社の中のボランティアクラブみたいなのが活動するときの要件と考えると②でいけると思うんですけど、中村さんの想定してみえる退職者が集まって、例えばそういう会社をつくったときの、そのボランティア組織というのは、

結局会社の目的はやっぱり営利活動なので、会社自体はなかなか入らんけど、そこから特出ししたボランティアグループが出るというときは②でできるということで考えたらどうかと思うんですけどね。どうです。

言おうとしているところは、いろんな活動を、私、おっしゃるところもわかるんですけど、ある程度、この②で包含できるのと違うかなという気がするんですけど。

○ 杉浦 貴委員長

中村さん、もし彼らがNPOのつくり方を知ってみえたら、株式会社にせずにNPOでやってということを含んでみえるんですよ、さっきの話。

○ 中村久雄委員

それは、もうそんな内容の。

○ 杉浦 貴委員長

それはしてへん。

NPOにしておけば1番にはまってくるわけなんで。

○ 中村久雄委員

今のところ、一応2番に十分はまりますわね。はまっては、申請してどうなるかですけれど。

豊田さんがおっしゃったような2番が基本で、そういう法人化するようなやつはこの要件は満たしますという形が。

○ 小林博次委員

中村さんの関連で、企業の社会参加の例はいっぱいあるわけで、そういうものはやっぱり規定する必要があるんやないのかなと。通常営利団体やけど、例えば、学校の屋根を掃除をずっとしてくれたり、これは非営利なんやわね、活動の、それで金もうけをしておるわけじゃないんで、社会貢献として市民参加しておるわけやで、そういうものももっと広げていかんならんとすると、補助金のあるなしは別にして、位置づけとしては要るんと違うのかな。

だから、これ、1、2は分けてあるけど、分けずに、2の一つのものとして1が入っておるということでええのと違うかな。なんかこれが特別扱いされておるみたいで、あとはその他みたいに思っているからね。

○ 杉浦 貴委員長

書き方は考えてもろうたらできるかわからんですね。

恐らく豊田さんが言われたみたいに、ベースは2の、要は、NPOでも任意の団体なので2がベースであることは間違いないと思うんで、その書き方が、六つまで書いてありますけど、ちょっと書き方を考えてもらって、それでNPOと認識できる部分をうまいこと入れてもらったらそれでいいと思うので、ここのところはちょっと、また考えてもろうてよろしいかね、山下さん。

○ 山下市民生活課長

はい。

○ 小林博次委員

これと、あと地縁団体と、届け出の要件の中で要るんと違うの。

○ 杉浦 貴委員長

届け出の要件がないという考え方で立っているわけですよ、地縁団体は。そういうふうに僕は理解しておるんやけど。

○ 小林博次委員

届けをせんでもこれの該当すると書いてはないわけや。活動して、何らかの支援を受けようとする、届けを認知されやんとあかんわけやから。

○ 杉浦 貴委員長

手続を要しないと。

(発言する者あり)

○ 杉浦 貴委員長

さっきからずっと話をしてもらっている中でいうと、手続を要しないというよりも、その要件を満たしているのもう、こういう届け出の要件というのに該当しないというか、そういうふうな形になっているという理解でよろしいのでしょうか、山下課長。だんだんややこしくなってきました。

○ 山下市民生活課長

ここの部分につきましては、地縁団体を除く除かんの話は、私どもはそういう提案をさせていただきますでしたが、これは、あくまでも議員さんのほうでご議論いただけるものだというふうに思って私ども、提案して、私どもがこうしてほしいというお話ではございませんので、すみません。

○ 杉浦 貴委員長

わかりました。

ということで、行政のほうと、きょうはようけしゃべってもらいましたけど、余りしゃべってもらおうとあかんということで。

入れるか入れやんかという、これって、前に一遍確認しませんでしたっけ、していない。地縁団体は、わかり切っておるというか、もう全部把握しているので登録制。

○ 小林博次委員

いや、これ条例をつくっておるわけやで、だから、条例上はやっぱどこかで規定しておかんと、別の紙に書いてありましたでは。

○ 杉浦 貴委員長

書いていただいているんですけど、これを入れるか入れやんかというところで、これを外してもいいのじゃないかというような全体的な流れがあったような気がするんですけども、登録制から届け出制にしたところで。もう一遍意見を、議論をやり直すというか、やっていないのかもわからんですけど、そこへ突入したいと思います。

もう、あと時間もなくなってきました。

地縁団体の位置づけ、どうですか。やっぱり要件を付して届け出をしてもらうという。

○ 小林博次委員

これ、地縁団体の関係はきちっとしておかんと、後でとんでもない紛争に発展するから、やっぱり扱いはきちっとせんと。

○ 杉浦 貴委員長

本当にとんでもないことになると思いますので、要らんものやったら要らんとはっきりしておかんと、要るんやったら、もう一字一句全部きちっと出してもらわなあかんというふうに、どの範囲まで出してもらわなあかんとかいうのをばちっと決めやんとあかんと思いますので。

○ 樋口博己委員

ちょっと前に、休憩前に豊田委員が発言されてみえた、加納さんが全部登録すべきだということに対してのメリットということで、ホームページ等での公表するというところの提案をされたんですけど、例えば、公表するに当たっても、全地縁団体が全て届け出をして、その時点で公表されたらメリットがあるという、市全体としての取り組みだというお話があったんですけども、例えば、地縁団体とか婦人会、老人会等の団体に関しては、既にボランティア活動を通して広域性のある活動をしていただいているので、既にこういう要件は満たしますよというようなことの1文を入れておけばいいのかなと。既に、もうそういう市民協働の参画をいただいているグループですよと。ただ、いやいや、私たちの老人会は、別に届け出をせんでも、私たちは自分たちでやっておるでいいんだよというところは、その後の要求は何もされないと思いますので、そんな扱いでいいのかなと、僕は。ちょっと議論は戻りますけど、豊田さんの意見に対して思ったんですけども、結果として、届け出なり手続は必要ないという考え方でありますけど。

○ 小林博次委員

そういう文章を1個つけておくということやな、条に。

○ 杉浦 貴委員長

要は、地縁団体については届け出の必要はないというような、そういう類いのことを入れ込むという、要件のところですね。

○ 豊田政典委員

幾つか要素があると思うんですよ。

一つは、今、樋口委員の意見に関連したところで、地縁団体は別扱いだよとした場合に、ほかの団体から苦情というのは余りないと思うんです。むしろ、地縁団体側のほうから、この条例はうちは入っていないのかとか、市民協働じゃないのかという意見が出かねない。それについて、樋口さんが言われたように、いや、そうじゃなくて、地縁団体は既にクリアしているものとして扱うんだと書くことによって、その苦情というか意見についてはクリアできると思うので、今のはそれでいいと思うんです、僕は。賛成です。

ほかの要素というか、ほかの心配されることとして、例えば、届け出の目的というところで、さっきも少し言いましたが、市内に幾つ、どれだけの団体があるとか、どんな活動をしているとか、全体像を市民みんなで共有しようよというところを外しちゃうとよくわからなくなるので、せめて数ぐらいは、単位自治体の数とか、子ども会の数とかを載せて、こういう団体があるんだよというのは示せないものかということ。

それから、もう一個、届け出の目的の①、ネットワークづくりというのがありますやんか。届け出団体一覧表みたいなのをつくって、連絡先もつくれば、お互いに連絡できるんじゃないか。ここは満たせなくはなりますよね。満たせなくなる。それは諦めるのかなという思いもあるんです。それは諦めるんだよということを合意できればそれでいいと思うんですけど、仕方ないねということ。

そういうふうにしていって、あと、公開のところは、もう載せないんやね。届け出名簿には載せないの。

(発言する者あり)

○ 豊田政典委員

これもちゃんと書いておいたほうがええんでしょうね。団体は幾つあるけれども、何か知らんけど公開しないよと。ここから外すという決めにしておかないかんですよ。

そんなところかな、今思いつくのはそれだけです。

○ 芳野正英委員

確かに僕も、加納委員がおっしゃるように、全部は本当は載せたほうがええんやろうけど、やっぱり数が余りにも多いのと、あと、自治会にしても、自分たちの地域からなかなか、外の隣の町のことにはしない。その地域のことに限られるので、例えば、この地域と一緒に活動したいというときは市民団体のほうからアクセスする、この地域というのがわかればいいと思うので、例えば、そういう四自連というか、団体ごとにホームページに表示してもいいですし、各地区の団体事務局の連絡先だけ入れておいて、例えば、日永地区で、この地区で活動したいというときは、日永地区市民センターの団体事務局へご相談くださいみたいな誘導にしておくといいのかなと、四自連でもいいんですけどね。四自連でも、この日永の町の周辺で活動したいんですけどということが見えてくるので、そういう表示のほうが、ホームページ等々でネットワークづくりをするときにシンプルなのかなという気がします。

そうすると、自治会としては、ネットワークの中に入っているんだけど、ちょっと地域的な部分は、地縁団体は包括していますよと、どこかで包括の場で示すということはどうかなと思うんですけど。

確かに全部を出して、しかも、それを毎年自治会長が変わったとき更新をするのも結構大変な作業かなというふうな気がしますし、ホームページ上に公開されるとなると、個人の住所、電話番号になると結構。

○ 杉浦 貴委員長

何か所か連絡ができて、アクセスがとれるところを記載するようなイメージですかね。

○ 芳野正英委員

そうですね、がどうかなと思うんですけど。

○ 杉浦 貴委員長

ネットワークとか、公開するしないのあたりのところも合わせていくとそういう話になるということでしょうね。

○ 中村久雄委員

この公開のところでちょっと質問、ごめんなさい、頭が回っていないので。

公開するのは、届け出をしたところをするの。事業申請をして、事業をやりますよと申請したところを公開する。

○ 杉浦 貴委員長

届け出をしたところ。

○ 中村久雄委員

届け出をしたところを公開する。こういう事業をここではやると言うていますよと。

○ 杉浦 貴委員長

だから、やるかやらんかは……。

○ 中村久雄委員

届け出イコール市民協働の条例に乗っかる乗っからんは別の話ですからね、次の審査があるわけやから。

○ 杉浦 貴委員長

そうそうそう、やるかやらんかわからんけど、届け出をしたいなと思うところの、つくらないんでしょうけど、名簿ができるというスタイルになるのかな。

○ 中村久雄委員

そうだったら公開するというふうな理解ですよ。

○ 加納康樹委員

ちょっと理論展開に無理があるのかもしれないんですが、公開というところに関しては、条例上の活動に関しての公開は規定をするんですが、登録だけだと、別に行政のほうに把握だけしておいてもらって、そこの登録だけに関しての公開義務はないという読み方もありだと私は思うんですが、すみません、議論はお任せします。

○ 杉浦 貴委員長

ありがとうございました。

○ 芳野正英委員

なので、そういう部分でいうと、地縁団体は行政側もチェックをできているので、連絡先等々は、だから、先ほど私から話をさせてもらったように、樋口委員もおっしゃっているように、何らかの、四自連というか、業界別で分けるのか、地区別で分けるかは別として、そこで問い合わせができるような形でホームページ上の公開をというか、広く一般市民への公開をしておく。

行政のほうは行政のほうで、こういう団体にはこういう公開というか、届け出制度の対象になっていますよという周知をしていただいて、もうそれで届け出が済んだというような形にしておくということはどうかなと思うんですけどね。

○ 杉浦 貴委員長

要は、よくわからないように、実質アクセスがとれるように、団体にダイレクトにしてもらうか。市もどこかに窓口をつくってもろうて、そこを通過してとか、いろいろなアクセスのルートをつくっておいてもらうみたいな、そのような考え方ですかね。

○ 芳野正英委員

地縁団体に関しては、直接的な公開じゃなくて、ワンクッション置いた公開だけど、届け出制度の対象に入っておるとい、豊田委員がおっしゃるように、われらは外されておるのかと思われなようにそういう周知はしてもらおうということで、届け出を全てが完了したということにすればいいかなと思うんですけど。

○ 杉浦 貴委員長

ありがとうございました。

○ 中村久雄委員

だから、加納さんもさっき言われたけれども、申請をして、市民活動条例に乗っかって

いたよと、こういう活動をやってますよというふうな段階を、事業内容とか、連絡先等々を公開して、その公開したところをネットワークで、こんな活動があるのか、ちょっと話をされるといふ部分の公開で僕は十分かなと思うんですけどね、届け出した団体を全部公開しなくても。

○ 杉浦 貴委員長

要は、活動したところをオープンにするだけでいいんじゃないかという。

○ 樋口博己委員

以前議論があったと思うんですけど、届け出をすることによって、ホームページ上で名前が載っていますよというので、私たちはこういう活動を、こういう団体ですよという、広く市民に広報できるというメリットがあるんじゃないかという議論があったと思うんですよ。だから、公開の内容は、どこまで詳細に公開されるかという課題、議論もあると思うんでしょうけど、名前ぐらい、名前と代表者とか、連絡先とか、そんなぐらいが公表されることによって団体が、私たち、やっているんだよというようなものが、何なりが評価されているんだということが得られたほうがいいのかなとは思いますが。

○ 小林博次委員

バランスの問題で、ある程度公開してやらんと、NPOばかりががと出てきて、地縁団体がちょぼとしか出てこんという現象があり得ると思うやけど、逆さまもあるんやろうな。地縁団体のほうが多過ぎて、4000とかいうのが出てきたらえらいことになるんやけど、それだけは届け出せんやろうから。

○ 豊田政典委員

僕、樋口委員に賛成なんですけど、届け出というのが審査に至る第1段階と言いましたけど、それとは別個に、PRであったり、市民がまた知ったり、それから、ネットワークづくりの届け、目的だと思うんですよ。

だから、それだけの団体も出てくるということを想定して、事業を受けたり提案したりはしないけど、ネットワークをつくりたいから、公開しつつほかにも知りたいなみたいな、そんなイメージで考えているんですけどね。だから、それならそれでええのと違うかなと

思うんですけど。

○ 杉浦 貴委員長

樋口さんに聞くんですけど、届け出の要件として、出してきたところは、そのまま今の条件、制限はあるけれども、それで載せて、それで、地縁団体については、条件をちゃんとクリアにしながら載せないところは載せない、載せるところは載せるみたいな形で、制度全体はもうわかっているんで、ただ、4カ所なら4カ所とか、3カ所なら3カ所と、連絡をできるようなスタイルで地縁団体は載せて、そのルートをたどっていけばきちっと中身がわかるような形ですることによって全部形としては公開したことになるということであっていいですかね、違う。

○ 小林博次委員

多分違う。

○ 樋口博己委員

地縁団体の規定のところは少し違うのかなと思うんですけど、地縁団体に関しては、既に市民協働の要件を満たしているんで、あえて届け出はしていただくなくてもいいですよというような、もう資格はありますよと、市民協働の一員ですよというような文言をリストの中に入れて、ただし書きみたいなのを。

それで、もし問い合わせ先というと、例えば四自連の名前なのか、先ほど言った各地区の社協の連絡先でいいのか、それによって、そこへ連絡したら、日永地区の何々単位自治会の自治会長さんとちょっと連絡をとりたいんですよと言うたら通じるという話だと思うんですけど。

○ 杉浦 貴委員長

そういう意味ね。違っていましたが、すみません。

豊田さんもそれでええんですよね。

(発言する者あり)

○ 杉浦 貴委員長

樋口さんの言う意味がわかりました。僕だけ違う。

そんな形でして、そろそろ。

○ 中村久雄委員

今の話ですけど、もう固まりそうになりそうなので、ですから、今の段階の四日市のホームページでも、そういう地縁団体だとか地区市民センターに連絡すれば、十分そういうのは、ネットワークはとれるので、やはり事業を実施した、実施する団体やったり応募した段階でそれをネットワークに載せるとか、ネットワークにつなげられるように載せるとかという部分でいいんじゃないかなと。

だから、地縁団体を届け出する必要もありませんよという部分で、やはり物すごい届け出というのは多いわけですよ、届け出をしている団体自体は、数的にね。

○ 杉浦 貴委員長

潜在的には多いよね、物すごい。

○ 中村久雄委員

そこで熱心な活動をやっている団体がこういうふうな情報公開になれば、またさきの個人情報云々の話もありましたし、それもちょうと周知した上で事業申請をするわけですから、その部分を載せていたほうがスマートになるかなというようなことを感じるんですけど、また時間もないので今度にしましょう。

○ 杉浦 貴委員長

中村委員から、活動したところに……。

○ 中村久雄委員

申請するところね。

○ 杉浦 貴委員長

そうそう、活動申請をするところに限定してもいいんじゃないかというご意見も出てお

ります。

○ 小林博次委員

そういう考え方は、それはそれでええんやけれども、この前、総合交通政策調査特別委員会が連合自治会と懇談したよね。その後で、しばらくしてから連合自治会と話をしたんやけど、何とかNPOの、だから、市民協働促進条例をつくっていくので協力してくださいよという話をしたんやけど、NPOそのものを、連合自治会としてはもう毛嫌いしておるみたい。そう簡単にいきませんよという話があったので、ここで論議でまとまったとしても、本当に日本語は通じるのと。だから、そこのところをきちっと押さえておかんと、話がまとまって、運動化ができやんという危険があると思うよね。

そのときに僕のほうから話をさせてもらったんは、地縁団体、すなわち自治体とかそんなところで、無数のNPO、ボランティア組織をつくってもらったら、つくることに補助金を出してあげたりということであると、あれは嫌いとか、これは好きとか言わなくても、お互いが協力しながらまちづくりに参加できるんと違うんかなと、こんなことを話したら、うん、それもええ考え方やなと、こんなことがあったんやけど、やっぱり連合自治会と、もうちょっときちっとすり合わせをしておかんと、また、それ、頭を下げに行かんとあかんことになると思うんで。

○ 杉浦 貴委員長

こっち側の意見がまとまらないと……。

○ 小林博次委員

いや、まとめてからでは、なかなか日本語が通じやんと思うんで。

○ 杉浦 貴委員長

いやいや、こっちをまた、修正するなら修正すればいいのかなというふうに僕自身は思っていますので。

○ 小林博次委員

だから、自治会の名前が少なければ少ないと怒られるやろうし、その辺が難しいところ。

○ 杉浦 貴委員長

今の話、各自治会がNPOをつくって、だっと出してくるという可能性は。

○ 小林博次委員

それは可能性はない。

○ 杉浦 貴委員長

いやいや、お金の問題。

○ 小林博次委員

いやいや。そういうやり方をすれば、ボランティアと地縁団体とぶつからんと済むのになど。そんな話をして、なるほどなところがあったんやけど。

○ 杉浦 貴委員長

ありがとうございます。

○ 小林博次委員

だから、地縁団体をここへ入れ込むこと、そのことが多分かなり抵抗があると思うので、そのあたりを、行政側も入れてちょっと詰めておかんと、答えができ上がってから持っていったって、ぱんとはねたら終わりやと思うよ、最初のとくと一緒でさ。

○ 杉浦 貴委員長

それはありますね。それはもう、可能性がありますので。

○ 小林博次委員

加納さんが行ったとき、そんなこと。

○ 杉浦 貴委員長

ただ、こっちの意見もきちっと言えるようにしておかんと、前みたいなことになってし

まって、もう空中分解してしまいますので。

○ 小林博次委員

毛嫌いされていることは事実なので、そればかりが気になっておるもんです。

○ 杉浦 貴委員長

私も、地縁団体とNPOをどうやって一緒にするかというか、うまく一つにまとめるかということを一応考えていますので、またご協力をお願いしたいと思います。

もうちょっときょうは、ここの部分、中村さんの意見とはちょっと違うようですけども、先ほど言わせていただいたやり方、樋口さんと豊田さんの、芳野さんもご意見が一緒ということで、先ほど言うたようなそういうやり方でやらせていただいでよろしいですかね。

(異議なし)

○ 杉浦 貴委員長

挙手を、挙手まではええな。

もうコンクリートじゃないので、やりかえはできますので、とりあえず今のところ、そういう考え方でいきたいというふうに思います。

きょうは、あと、委員会と基金のお金の問題、ちょっと話をしたかったんですが、もう時間も3時40分ということで、このあたりで終わらせていただきたいと思います。

日程ですね、1月30日、10時というのがあるんですけど、これは、もう既にオーケーを出していただいているやつだと思いますので、よろしくをお願いします。

それと、あと日程案ですけど、三つ、オファーしてあったんですけど、一番上のところ、ちょっとこれ、無視していただいて、4月10日か11日、どちらかでオーケーやというのをいただきたいんですけど。それと、4月24、25、どちらかの。

まず、10日と11日、どちらか。どちらでもよろしいでしょうか。

(発言する者あり)

○ 杉浦 貴委員長

10日で。じゃ、4月10日、10時ということでお願いします。

それともう一つ、4月24、25ですけれども、こちらはどうですやろう、水、木ですが。あかんというほうは。なければもう24日にさせていただきたいと思うんですけど、よろしいです。

(異議なし)

○ 杉浦 貴委員長

そうしたらそういうことで、3月、飛んでしまいますが。

○ 小林博次委員

そこまではもう議会で忙しいで。

○ 杉浦 貴委員長

議会に集中していただくということで、4月10日と、それから24日、10時からというこ
とでよろしく願いをいたします。

それでは、ありがとうございました。きょう、これで終わらせていただきたいと思います。
ありがとうございます。

15：40閉議